

期限迫る
本年12月31日

届出による国籍取得

昭和61年1月1日から改正国籍法が施行され、日本人の子で一定の条件を備えている外国人は、法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができますようになっています。この届出によって日本の国籍を取得できる場合はいくつもありますが、そのうち、改正国籍法施行前に外国人父と日本人母との間に生まれた子の国籍取得の届出は、特に改正国籍法の施行日から3年以内(本年12月31日まで)に限ってすることができるとされており、届出の期限が迫っていますので、

この届出をしようとする人は早めに千葉地方事務局八日市場支局(☎04797②0302)にご相談ください。

この届出により国籍を取得できる条件及び届出に必要な主な添付書類は次のとおりです。

条件

- 1 昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに生まれたこと
- 2 日本国民であったことがないこと
- 3 出生のときに母が日本国民であったこと

添付書類

- 1 出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実を記載した母子健康手帳など
- 2 日本の国籍を取得しようとする人の出生時から現在までの母の戸(除)籍謄本(母が死亡しているときは、その死亡時までのもの)
- 3 外国の方式により父母が婚姻し、その婚姻が母の戸籍に記載されていない場合は、婚姻を証する書面

4 母が現に(または死亡の時に)日本国民であること

青色申告のすすめ



東金税務署では、皆様の事業の発展や税金の申告に役立つものとして、正しい記帳に基づく青色申告をおすすめしています。

商売などをしていらっしゃる方が、自分の所得を正確に計算するには、毎日の取引をきちんと記帳し保存しておくことが必要です。また、それによって事業の発展に役立てることもできます。

青色申告をする方は、原則として、複式簿記により必要な帳簿に記帳をしなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっていきます。

問合せ先 東金税務署・青色指導担当

電話04755②3121

青色申告をするには、青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署長に提出して承認を受けることが必要です。東金税務署・青色指導担当では、青色申告に関する相談をお待ちしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

よこしば

全国防犯運動

10月11日～10月20日

運動の重点

- ①自動車、侵入盗等の盗犯の防止
- ②少年非行の防止
- ③覚せい剤等薬物乱用の防止
- ④悪徳商法による被害の防止
- ⑤犯罪の未然防止

必ずキーを抜き、ドアロックしましょう。

②家を留守にするときは、「かぎをかけ、お隣さんに一声かけて」出掛けましょう。

③「少年の非行防止は家庭から」子どもに善悪のけじめをつけさせましょう。

④覚せい剤は、人を滅ぼす薬です。覚せい剤を所持したり譲渡、譲受、又は使用すると、10年以下の懲役が科せられます。

たばこ消費税が町の財源に!!
定価220円の20本入たばこ1箱で約41円

たばこ消費税は暮らしの中に生かされています

《横芝町》

たばこは町内で買います

